

「規制改革ホットライン」への提案内容と法務省回答

提案事項	日本に住所を有しない外国人が、外国企業の子会社又は支店を日本に設立する場合の規制の緩和
提案の 具体的内容等	<p>外国企業が日本に子会社又は支店を設立し、当該子会社又は支店の代表者として本国から外国人を派遣するケースにおいて、会社設立及び就労ビザの取得に関する問題点が外国企業から度々指摘されている。具体的には、日本で子会社の設立を行うにあたり、日本における代表者のうち、少なくとも1名は日本に住所を有している者であることが必要だが(昭和59年9月26日民四第4974号民事局第四課長回答)、日本における代表者になる予定の外国人が就労ビザ(投資経営ビザ等)を取得する(これによって日本の住所を得る)ためには、原則、日本の子会社の登記事項証明書が必要となる。すなわち、子会社を設立するためには就労ビザが必要で、就労ビザを得るためには就労先である子会社の登記事項証明書が必要なため、本国から派遣する外国人だけで日本における子会社の代表者を構成しようとする場合は、当該子会社を設立することができない(支店設立の場合も会社法817条第1項に基づき同様の制度)。日本における代表予定者である外国人が在日外国公館にてサイン証明を取得することで対応することも可能と聞いているが、(1)サイン証明は住所を証明するためのものではないこと、(2)ホテルなど賃貸契約書がない住所についてはサイン証明に当該住所を記載しない在日外国公館が存在することから、解決策とならない。</p> <p>このため、日本に住所を有しない外国人のみを代表者とする会社登記を可能とすることや、就労ビザの申請者のうち新たに会社を設立する場合は登記事項証明書を事後提出とすること、新会社設立用のビザを新設する等の措置をお願いしたい。</p>
提案主体	日本進出または日本進出を検討している複数の外国企業等
所管官庁	法務省
所管省庁の 検討結果	<p>制度の現状</p> <p>日本において会社を設立して登記する場合には、代表者のうち少なくとも1名は日本に住所を有することが必要とされています。</p> <p>また、我が国において在留資格「投資・経営」又は「企業内転勤」の活動を行うことを目的として在留資格認定証明書交付申請を行う場合には、同申請に係る疎明資料として当該企業の登記事項証明書を求めています。</p>
	<p>措置の分類</p> <p>対応不可</p>
	<p>該当法令等</p> <p>昭和59年9月26日付け法務省民四第4974号民事局第四課長回答、出入国管理及び難民認定法第7条の2、出入国管理及び難民認定法施行規則第6条の2、別表第三</p>
	<p>措置の概要 (対応策)</p> <p>日本において設立された会社(内国会社)については、日本国内に住所を有しない者であっても代表者に就任することは可能ですが、代表者の住所地は民事訴訟法上普通裁判籍の一つとされているところであり、また、会社法による会社の解散命令、取締役の会社に対する損害賠償責任、第三者に対する損害賠償責任、法令違反に係る刑罰・過料の制裁等の規定の実効性を確保し、日本国内の取引相手や消費者等の利益を保護するためには、少なくとも代表者の一人は日本国内に住所を有することが必要です。昭和59年9月26日付け法務省民四第4974号民事局第四課長回答は、これらの要請を受けて、「内国株式会社の代表者のうち少なくとも1名は日本に住所を有しなければ、当該設立の登記の申請は受理できない」としたものであり、当該登記事務の取扱いを撤廃することについては、極めて慎重な検討が必要です。</p> <p>また、在留資格「投資・経営」又は「企業内転勤」の付与に当たっては、我が国において安定的・継続的に「投資・経営」又は「企業内転勤」の在留資格に該当する活動を行うことが求められることから、本邦の企業の事業内容等を確認するため登記事項証明書の提出を求めているところ、企業が未設立、すなわち登記事項証明書が存在しない段階での在留資格「投資・経営」又は「企業内転勤」の付与は想定していません。</p>